

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式注以外の部分，第3号様式注以外の部分，第5号様式注以外の部分及び第6号様式注以外の部分中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

(消防局総務部消防団課)